



交通安全情報No.57

令和7年3月12日

警察本部交通部

交通総合対策センター

ストップ・ザ・交通事故

全道の運転免許試験場は3月23日(日)閉庁日!

いよいよ3月24日(月)からマイナ免許証運用開始!

令和7年
3/24
運用開始

マイナンバーカードを運転免許証として、利用できるようになります。



免許証の持ち方は自由に選べる3タイプ



免許証のみ



マイナ免許証のみ



両方

マイナンバーカードを免許証として使うメリット



- ① 住所変更等がラクに
- ② オンライン講習が可能
- ③ 更新手数料が安く



市町村に行くだけ!

住所変更等は、自治体に届出するだけでOK! 警察での手続きが不要に。

24時間好きな時に!



マイナポータルとの連携で更新時講習をオンラインで受講できます。

どこでも講習!



マイナ免許証は、免許証と比べて更新手数料が安くなります。



希望する方は、マイナ免許証を持つことができます。



一体化のための手続きは?



運転免許試験場や警察署で手続きが可能です。(道内のみ)



免許情報の確認はどうするの?



券面には、免許情報が記載されないため専用アプリで確認します。